

科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金 「特別研究員奨励費（雇用PD等）」 研究者使用ルール（交付条件）

<「特別研究員奨励費」（雇用PD等）>

独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）から科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金（「特別研究員奨励費（雇用PD等）」）の交付を受ける補助事業者（研究代表者（日本学術振興会が実施する特別研究員事業により採用されている特別研究員（以下「特別研究員」という。））が、従うべき交付条件は次のとおりとする。なお、本規程に定めのない事項については「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金 研究者使用ルール（交付条件）<「特別研究員奨励費」（特別研究員）>を踏まえ、各研究機関が定める規程等に従って適切に行うものとする。また、雇用PD等は日本学術振興会が実施する研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業（以下「雇用支援事業」という。）に基づき、受入研究機関において雇用されている特別研究員（PD、R PD、CPD）を指す。

「特別研究員奨励費（雇用PD等）」は特別研究員奨励費のうち雇用PD等が交付の対象となる経費であり、雇用支援事業に基づく「特別研究員-PD等の雇用制度導入機関」（以下「雇用制度導入機関」という。）を受入研究機関とした特別研究員（PD、R PD、CPD）の雇用において、研究インテグリティの確保や安全保障貿易管理、不正行為防止に関する受入研究機関の適切な管理下で、特別研究員の研究遂行上不可欠な要素である「主体的に研究に専念できる」環境を確保するため必要となる雇用管理に伴い受入研究機関が負担すべき経費等として使用することが可能な経費である（以下「学術条件整備」という。）。

1 直接経費の使用

【直接経費の費目の対象となる経費】

1-1 学術条件整備の費目は「その他」とする。対象となる経費の例は以下のとおり。

その他	居住地の移動に際して必要となる交通運搬費、雇用契約の締結に伴う所属機関での雇用経費、スペースチャージを含む環境整備コスト、機関内での業務軽減のための代替措置経費、人件費（研究代表者の人件費として使用することも妨げない。）等
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 学術条件整備の譲渡及び返還

【学術条件整備の譲渡】

2-1 研究代表者は、学術条件整備の支払を受けた場合は、速やかに受入研究機関に譲渡しなければならない。

【学術条件整備の返還】

2-2 雇用PD等が特別研究員としての身分を有しなくなる、又は雇用PD等が受入研究機関を雇用制度導入機関ではない研究機関に変更することとなる場合、受入研究機関において未使用の学術条件整備がある場合には、学術条件整備の残額の30%に相当する額の間接経費と併せて日本学術振興会に返還しなければならない。

3 実施状況の報告

学術条件整備は受入研究機関に譲渡した額を報告すること。

4 実績の報告

学術条件整備については、譲渡した受入研究機関による実支出額を実績報告すること。